

議案第百十四号

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年十一月二十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 港区長等の給料等に関する条例（昭和三十二年港区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百九十二・五」を「百分の百八十七・五」に改める。

第二条 港区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百八十二・五」を「百分の百八十八」に、「百分の百八十七・五」を「百分の百九十」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

（説明）

港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の期末手当の支給月数を改定するため、本案を提出いたします。